



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



特253  
693



影 近 の 者 著

以清則人和

祥古

墨竹

曉

曉

## 序　　言

今や我が國は從來の追従主義を一變して、自主勇往列國の驚愕を後目に見つゝ世界に雄飛の翼を張りつゝあり。此の國運進展の根原は何ぞ、吾人は明治以來の教育を擧げずんばあらず。實に新興教育こそあらゆる進化の原動力なりしなれ。

斯く偉大なる貢献をなしたる教育も、仔細に之を検討すれば猶二大缺陷を有したりき。二大缺陷とは何ぞ、曰はく宗教の無視、曰はく政治の除外是なり。今日物質文明の美を誇る一面に、精神文化の更に觀るべきなく、立憲政治の依然として幼稚期を脱せざるは、豈遺憾の極ならずや。

教育と宗教との問題は姑らく措き、政治除外の教育について述ぶれば、明治の初年板垣太隈等の諸名士が逸早く自由民権を唱道したる當時、專制政治に慣れたる國民は去就に惑ひ、政府は晴天の霹靂よりも驚動して、周章の餘り、政治を校門外に放逐し教師學生に政談を嚴禁し、新聞の閲讀すら横目にて睨むの有様なりき。此の方針久しう變せざる間に、社會制度は著しく進歩して、專制より立憲へ制限選舉より普通選舉



へと、一大飛躍を續行したり。憲政實施後既に四十有餘年を経たる今日、未だ政治的無教育の國民が、五里霧中にさまよひつゝあるは長歎に堪へざるなり。

既往の失敗は過渡的現象として將來の戒となせば足れり。今日の要務は唯憲政濟美的大道を發見して一意直進すべきのみ。最近の選舉肅正運動は選舉民の自覺を促す點に於いて、たしかに好舉たるを認む。然れども是一時的の対策のみ。その恒久策に至りては、余が永年主張する政治教育の普及徹底に在りと信ず。

選舉の公正を神明に誓ふは大に可なり。されど、選舉の智識も道徳も知らず、人物の選定政策の適否も識らすしては、何の効があらん。余の所謂恒久策は、一般公民が參政人として適正なる行動をなし得るまでの指導開眼をなすにあり。茲に青年對象の小著を出すも余が主張を實行せんとする微意に外ならざるなり。

昭和十年秋日靄溪庵に於て

翠軒繁田武平識  
六十九叟

## 青年と政治智識 目次

|                |      |
|----------------|------|
| 廿五歳教育とは.....   | (一)  |
| 政治の意義及要諦.....  | (二)  |
| 政治の發達.....     | (三)  |
| 大和と平和.....     | (四)  |
| 合議制の初.....     | (六)  |
| 大和民族の幸福.....   | (六)  |
| 神國日本の誇.....    | (七)  |
| 政治小史.....      | (九)  |
| 憲法の布かるゝまで..... | (十)  |
| 畏し大御心.....     | (十一) |
| 四面楚歌の伊藤公.....  | (十二) |
| 政治と道德.....     | (十三) |
| 恩賜の一票.....     | (一三) |
| 比例代表とは.....    | (一四) |
| 一般投票の解.....    | (一五) |
| 老婆の赤心.....     | (一六) |
| 選舉公管の目的.....   | (一七) |
| 議員選定の目標.....   | (一八) |
| 現政黨の不人氣.....   | (一九) |
| 政黨の要務.....     | (二十) |
| 自治と政黨.....     | (二一) |
| 政治と道徳.....     | (二二) |

|            |      |              |      |
|------------|------|--------------|------|
| 道徳と經濟      | (二六) | 英國の政情及民性     | (三七) |
| 輿論教育       | (二七) | 米國の政情及民性     | (三八) |
| 個人と社會と國家   | (二八) | モンロー主義の今昔    | (三九) |
| 國民と公民      | (二九) | 佛國の政情及民性     | (四〇) |
| 政治教育と公民教育  | (三〇) | 伊國の政情及民性     | (四一) |
| 立憲政治と地方自治  | (三一) | ムツソリーニとファウシヨ | (四二) |
| 自治制の布かるゝまで | (三二) | 獨國の政情及民性     | (四三) |
| 自治の發展策     | (三三) | 勞農ロシャの政情及民性  | (四四) |
| 町村會議員の素質向上 | (三四) | 支那の政情及民性     | (四五) |
| 五人組制度の復興   | (三四) | 支那國民性の一面     | (四五) |
| 世界列國の一瞥    | (三四) | 憲政濟美の重責      | (四六) |

## 青年と政治智識

繁田武平

### 廿五歳教育とは

青年 近來廿五歳教育といふ聲が、識者の間に呼ばれて居ますが、あれは一躰どういふ教育ですか。  
 老人 男子が満二十五歳になると、現行の法律で、公民權が與へられます。即ち一個の參政人としての成人は二十五歳だから、此の期に於いて政治思想、公民觀念の再教育を施さうといふ主張です。  
 将來の問題でなく、眼前の問題故、同じ事を説いても、聽く者の、頭によく這入りますから、有効に違ひありません。

青 もう僕等も參政人としての時期が近寄つて居ますから、此機會に於いて一つ政治智識の一般的お話を願ひたいものですが。

老 是は一朝一夕の談にあらずです。併し折角の御希望故、學校の教科書に即かず離れず、政治常

識公民常識といふ程度のものならお話しませう。先づ君達の方から質問を發して下さい。

### 政治の意義及び要諦

青 では早速ながら、政治の意義を承りたい。

老 政治の政は「まつりごと」で、昔は神を祭る事と國を治むる事が一致して居ります。その關係から政は「まつりごと」と訓じて、國を治むる意味であります。治は「をさむ」の事で、「をさ」と言ふ名詞を動詞化したもので、「をさ」とは漢字に充てれば「長」の字、即ち「かしら」の義です。つまり「をさむ」（治）といふ語は長たる人の務め方をあらはすもの、即ち一群の人の上に立つて之を統べ治むる事を申すので、換言すれば主權の行使です。その語源から考へても、政治は如何なるものかよく判ります。次に政治の要諦はどこにあるかといふに、細かに舉ぐれば幾つにも分れます、大抵に言へば、平和の二字に歸します。相互の生命財産を保護し、各自の權利自由を尊重し、而も扞格なく偏頗なく、人民の幸福と繁榮とを達するが政治の本義で、之に入るも平和、之に到るも平和であります。併し中間に障碍物が現はれた時には、勢ひ平和

が破れます。けれども、成るべく平和を傷けずには障碍物を除去するが、是亦政治の要務であります。

### 政治の發達

青 政治はどんな具合に發達したものでせうか。

老 政治と國家とは不可分的の者であるから、政治の發達を説くには、自然國家の發達を説かねばならぬ。國家の起源發達に就ては、種々の學説が行はれ、或者は權力者の支配慾に歸し、或者は一定の區域内に居住する人々の自由契約に基くといつて居ますが、前者は野蠻時代、後者は文明時代の國家を對象にして、説いた者と見られます。今一群の兒童が犬を驅つて巷間に遊んで居るのを見ると、その中には必ずお山の大將を發見する。その大將は屹度腕力に勝れ智力に優れて居ます。之に依りて原始時代の部民と酋長の統率振を想見することが出来ます。各地に散在する酋長の間には、絶えず生存競争が行はれ、弱の肉は強の食となり、強は益々大となり強を加へて、其の強大なるものはよく廣漠たる地域を領し、幾百千人の部下を養ひ、統治の方法も進歩し、子

弟姻戚及び腹心の者を各地に配置して、部下を治めたり外敵に備へたりします。而して自ら王と稱するに及んでは既に一の國家となり、その政治は封建制度といふ形體を備へたのであります。酋長及びその成上りの國王は萬事獨裁であり專制であり、生殺與奪の權は總べて彼の方寸にあり掌中に在ります。獨裁もその人を得れば一時平和が得られるけれども、それは永續しません。殊にその王位は世襲であるから、幾代も経過するうちにには、不徳暴慢の者が親の光で位に即き、人民を虐げるに至ります。壓制の下に呻吟する人民が、愈々我慢しきれぬとなれば、「我に自由を與へよ、然らざれば死を與へよ」などゝ叫んで奮起し、遂に革命の亂となり、流血の慘禍を見るが普通です。而して王軍が勝てば人民は泣き寝入りとなり、革命軍が勝てば或は共和政治が生れ、或は立憲君主制が現はれ来るのであります。以上は世界史を通じて國家の興亡と政治の沿革とを略述したもので、我が國には他に觀られぬ特殊の國體及び政體が儼存することを、觀過してはなりません。

## 大和と平和

青 どうかその點を詳細にお話し下さい。

老 承知しました。まあ緩<sup>ゆる</sup>く話すことにしませう。前に政治の要諦は平和の二字だと申したが、我が國では古から常に平和を愛好し平和を存養したので、その例證は至る所に散見します。先づ第一に氣付くことは國號の一たる『やまと』に大和の二字を充てた事です。もと『やまと』は神武天皇様が<sup>てんと</sup>奠都遊ばされた地域の稱であります。何時とはなしに我が國號となりました。初は倭の字を用ひ後大倭や大養德と記したが、孝謙天皇の朝大和の字に改めた事が文獻に見えます。如何にも大和の文字は、日本の二字と共に、我が國の特美特長を現示した絶好の文字であると信じます。實に我が國は大なる平和の發祥地であり、平和の大神の永<sup>とこ</sup>に守らせ給ふ世界の樂園である。さればこそ金匱<sup>お</sup>無缺の國體を有し萬世一系の皇室を戴き、彌榮<sup>いわさか</sup>えに榮ゆる國運があるのである。その他聖德太子の十七條憲法の中にも『和を以て貴しとなす』と仰せられた事などを考へ合すれば、どうしても我が國民は祖先から平和の樂園中で育てられた事が判ります。君等は神職が神前にて奏する祝詞を聞いたことがあります。その中中臣<sup>なかとみ</sup>祓<sup>はらい</sup>といふのを知つて居ますか。

## 合議制の初め

青 ハツキリ存じません。

老 これは神に祈りて災厄罪障などを拂ふものですが、その詞の中に『八百萬の神等を神集に集め給ひ神議に議り給ひて』といふ文句があります。その「神集め」といふこと、「神議り」といふことは、今日の所謂合議制度で、我が國では西洋諸國がズツと後になつて騒ぎたてた政治の様式を、神代の昔から行つて居たものです。人皇の世となつてからも、その精神は儼然として存し、外國の如き極端な獨裁や專制政治は決して行はなかつた。それは日本に於いて昔から「我に自由を與へよ」など、叫んだ者がないので判ります。明治の世になつて自由といふことを少しく唱へ出したが、あれは西洋思想の影響です。

## 大和民族の幸福

青 なぜさうなのでせう。

老 自由を欲するは人の天性です。小遣を貰ひたがるは子供の習癖です。今こゝに二つの家庭があるとしませう。東の家では親がよく子の心を理解してゐるから、ねだらぬ前に小遣をやる。それ故おねだりをしないで大人しいが、西の家では、子供の心理を無視して、小遣を呉れぬから、子供は矢鱈にせがんで、仕舞には亂暴を働く様になります。これは當然の歸結です。我が國民が自由を要求しなかつたのは、歴代の聖天子がよく民の心を心とせられて、民の欲するものを與へられたからです。歐米諸國に於て、民主制共和政治が起つたのも、與へられて、民の欲するものが與へられなかつたからで、獨裁制に悩み、專制政治に苦み抜いた舉句、遂に血を以つて奪ひ取つたものです。是に至つて我が國とは、雲泥月懸の差があることを銘記せねばなりません。

## 神國日本の誇

抑々我が日本帝國は、一君萬民の國であります。神別と申して、八百萬の神々及天皇様は天照皇大神様を御中心として、皆その御枝別れにましまし、又皇別と申して、萬の民草は神武天皇様を御根幹として、悉くその末葉であります。今各人が試みに祖先の系統を探つて上代

に遡ると、必ず源・平・藤・橘の何れかに達します。此の四姓は何れも皇族の出で、又神の御裔であることを知れば、思ひ半ばに過ぎるでせう。故に大和民族は皇室を御大宗としての一大家族であり、文字通り一君萬民であります。支那にては臣と民との區別があり、臣はけらい民はたみで一般人をいふのですが、我が國の民は皆臣であつて、臣と民とを使ひ分ける必要がないのです。時々朝廷の變る國では、親は前朝の臣であつたが、子は後朝の臣となり、親子で仇敵關係をなす場合が多くあります。斯ういふ時には、忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならずで、その去就に迷ふが常です。然るに我が國では忠を盡せば則ち孝となり、孝を盡せば則ち忠となる。忠孝一本も一つの特色であります。

古仁德天皇様は炊烟の稀薄なるを御覽せられて、三年の間租稅を免ぜられた。後盛に起るに至つて荒廢した宮殿の中より「朕富めり」とお悦びなされました。又醍醐天皇様は寒夜に御衣を脱がせられて、民の寒苦を憐りばせ給ふた。是れは一天萬乘の君が、民と貧富を共にし苦樂を分たせ給ふもので、君民一體の美を仰ぎ奉ることが出来ます。龜山上皇様は元寇來襲の時、身を以て國難に代らんことを祈願なされました。是れ即ち君國一如であります。是を以て我が日本は、君と國と

民とは三者一躬の關係を有し、忠君は即ち愛國、愛國は即ち安民、安民は即ち忠君といふ連環態をなし、一善三徳に通するのであります。以上の諸點より、君意民心は常によく疏通し、相一致します。茲に君民同治の理想的政體が大成せらるゝのも偶然ではありません。

### 政 治 小 史

青 如何にも御尤なお説であります。我が國が立憲君主制になるまでの沿革をお聞き申したい。

老 神武天皇様の建國御創業以來、代々天皇の御親政で、人民は仁雨惠風に浴し、擊壤鼓腹の樂を享けて居りました。中世に至り藤原一家が外戚を以て輔弼の任にあたり、後源平兩氏が權力を争ひ、源賴朝に至つて、政權は源氏に歸し、三代にして北條氏に移り、八代にして建武の中興となり、皇政の古に歸りましたが、間もなく足利氏に轉じ、十五代の後織田豊臣兩氏を経て徳川幕府となり、十五代にして、明治維新となり、王政復古の大業が成就しました。こゝに觀過してならないのは、外戚攝政といひ武門政治といつても皇室の尊嚴には微動だなく、統治の主權は恒に天皇に在らせられたことです。若し不臣の動作があれば、天人共に許さざる所で、必ず天譴が下

り、人心が離れて滅亡を脱れなかつた。是は歴史が證明する所であります。此の事實は實に不思議と申す外はなく、神國の神國たる所以はこゝに在ると思はれます。

### 憲法の布かるゝまで

青 立憲政治採用の経過をお話下さい。

老 御承知の如く、明治天皇様は明治元年三月十四日五箇條文の御誓文を渙發せられ、その第一に、「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣明せられました。爾來着々として之が實現に大御心を碎かせられ、同年閏四月の政體書には議政官と行政官とを分ち、議政官の下局は各藩の貢士を充てゝ議事に參與せしめられ、同七年には地方官會議を開かれ、十一年には府縣會を設けさせられました。一方明治七年一月から板垣退助等が民選議院設立の建議をなしてから、國會開設運動をなす者が次第に多くなつて來たが、天子様は早くも國民の要望と天下の趨勢とを御察察なされ、十四年十月には、明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔を渙發せられたのであります。而して翌年には參議（後内閣總理大臣となる）伊藤博文を歐洲諸國に遣して制度を調

査し、憲法の立案に從事せしめ給ひ、二十一年四月樞密院を設けて、天皇最高の諮詢機關とせられ、第一に憲法の草案を御諮詢遊ばされました。

### 畏し大御心

是は曠古未曾有の大業たるばかりでなく、將來の皇運と國運との繋がる所でありますから、慎重の上にも慎重に調査せしめられました事は、言ふまでもありません。憲法本會議の折には、朝の定刻きつちりに出御遊ばされ、御晝食の際一寸入御に相成り、午后一時には再び出御遊ばされて三時乃至四時迄ずつと御着席と申す程の御勵精で、未だ嘗て一回も御缺座遊ばされたことはなかつたと承ります。折しも夏の事で、西日が御膝の邊りまでさし込みましても、「暑い」と仰せられた事はなく、黒田（清隆）總理大臣が見兼ねて障子を立てゝ日陰をつくりまゐらせたこともあります。又嚴冬の日如何に底冷する時でも「寒い」と一言お洩し遊ばされたためしはございませんと申します。或る時の如き會議中に、皇子昭宮歿仁親王殿下御薨去の報に接しましたので、伊藤議長は議事の中止につき奏問致しました處、「此の一條の議了するまで續行せよ」との御諭を下

され、平常の如く、泰然として審議を御聖聽遊ばされたと洩れ承ります。之を耳にして、何人か  
感泣しない者がございませうぞ。

青　誠に畏多い事で、恐懼感激に堪へぬ次第でございます。

老　明治二十二年二月十一日は萬世不磨の大典大日本帝國憲法の發布せられた佳辰であります。此  
の日は恰も雪晴れで、満目白暎々、天地淨化の光景は、舊日本から新日本への黎明期としてふさ  
はしいもので、如何にも帝國の前途を祝福するものゝ如く思はれました。

一寸こゝで憲法餘話を申しませう。

#### 四面楚歌の伊藤公

伊藤侯が憲法起草の大命を奉じ、井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎の諸書記官を督して、成案を急  
いで居ります時に、進歩派と保守派とは様々な想像を逞しくして、批評と壓迫とを加へました。  
即ち保守派では「伊藤の奴は屹度英國流の憲法を作るに相違ないから、うんと保守主義に押向け  
ねばならぬ」と力み、進歩派自由論者は、「彼奴は壓制憲法を作つて、ビスマーク流の政治をやる

積だ。油斷はならぬ」と憤慨し、四方八方から攻撃を加へられたが、公は「自分の心境は天地神  
明に對して耻ぢぬ所だ。唯忠君愛國の熱誠を傾倒して、最善の憲法を起草し、以て聖明に奉答す  
るのみだ。世評の如きは辯明する暇がない。他日公表の曉には、總べてが判明するであらう」と  
言はれたのです。發布の後英國のオックスフォード大學憲法教授アンソンは、日本憲法を評して  
獨逸流の君主制度に、英吉利流の代議制度を加味し、そして日本の歴史に之を混和した獨英日三  
國混和の憲法である。君權の鞏固なことはドイツ以上で、人民が國政に參畫する程度は、英國ほ  
どではないが、稍英國の方針に伴うて出來て居る」と言つたのは、蓋し適評であります。

#### 恩賜の一票

外國で立憲制が布かれるまでは、流血の慘を見るが普通であるのに、我が國では、熙々雍々の間  
に此の大典が布かれた。是は一に至仁至慈なる明治天皇様の御恩徳であります。今お互に參政  
權を得て居ますが、それは實に恩賜の一票である。その至貴至重なる一票を、黃金で汚し情實  
で穢し、或は棄てたり或は無効にしたりするが如きは不忠不臣であります。かゝる事は日本臣民

の断じて爲すべからざる所である。

由來日本國民は極めて忠君愛國の念が旺で、その戰場に於ける忠勇義烈なる様は、世界各國が皆驚嘆する所であります。敵彈に打たれ忠死を遂げる直前「天皇陛下萬歳」を叫び莞爾として瞑目するなどは外に見られぬものです。日本人の忠愛觀念は、實に一種宗教的の信念とまで達して居ります。然るに忠愛觀念にまゝ脱け穴のあることを發見するのは如何なるものか。戰時に於ける忠君愛國は鬼神をして哭かしむる程であるが、平時に於ける行動はそれと反対で、時々豚魚の愚にも笑はれる様な醜態<sup>しうたい</sup>を演ずるは遺憾千萬であります。是非其平時に於ける忠君愛國の行動として、正しき選舉を實行する様にありたいものです。

### 選　舉　の　重　要　性

青　至極同感であります。次に選舉の大切なる所以を御説明下さい。

老　抑<sup>も</sup>立憲政治は平和と道理とを經緯<sup>けいり</sup>にした政治であり、君主を中心<sup>しゆ</sup>に議會と國務大臣との協力を通じ、君民一致の政治をなすことを本務とします。理想からいへば、國民が總べて參政の能力

を有し、萬機を其の公論によつて決すべきであります。事實國民全體が參政の能力をもつことは期待し得ない。又帝國の如き大國家に於いて、國民が一堂に會して國政を審議するといふことも、不可能であります。是れ代議制度を採用して適任者を選出し、此の公選議員をして議政に参加せしめる所以であります。是れ故に公選議員は我等の代表であるから、その人選は嚴密慎重にして、苟も人格に於いて如何はしい點があるとか、定見がなく卓識もないとかいふ疵者<sup>きず</sup>は避けて充分に信賴し得る國士を擧げねばなりません。選舉人の有する恩賜の一票は、議員を通じて參政の大任となつて働くもので、實に憲政<sup>けんせい</sup>活殺の利劍である。今議會の行動について愛想をつかして居る者があるけれども、その此所に至らしめた者は誰かと反省してみれば、歸する所は一票の行使を輕率にした罪、身から出た鋤<sup>さ</sup>であります。今や經濟國難の打開策としては、自力更生が呼ばれ青壯年の力によつて、或る地方では大分好成績を擧げて居りますが、政治國難に對しては選舉公正が第一義で、公正なる選舉が行はれゝば、政界の積弊は一掃せられ、禍根は自から芟除せらるゝものであります。

## 比例代表とは

青 選挙や投票の遣方について色々の方法がある様に聞いて居りますが、比例代表といふのはどういふことですか。

老 それは選挙の方法についての言葉で、原理や方法はなか／＼複雑してゐますが、大體をいへば現行の選挙法は、選挙區毎に政友會なり民政黨なりの候補者に投票するのですから、一人の候補者が非常に多くの投票を得た場合には、必要以上の投票即ち當選線を超えた得票は無駄になる譯です。斯ういふことが全國に亘つて澤山あるとすれば、其の黨の得數は多いとしても、選出の代議士數は少なくなる場合が起ります。是は隨に不合理であるから、之を是正する爲に比例代表説が擡頭したのです。方法にも色々ありますが假りにABCの三黨があるとしませう。全國民は何れの政策に共鳴してその黨を支持するかを、國民の審判に待つ場合に、三黨の内一を選んで投票させ、各黨の得票數に比例して各黨の選出代議士數を定めるといふのです。獨逸では世界大戰後比例代表の一種なる確定名簿式といふものを採用しました。それによると、各政黨は候補者を自

から選定し、順位までも定めて了ひます。而して選挙民は自分の共鳴する政黨の候補者名簿を投票箱に入れます。その總得票に依つて各黨の當選代議士數を定め、その人數に基き確定名簿に依つて當選代議士が決定するのです。是に依ると、選挙民には人物の選擇は出來ず、代議士は或一地方に片寄る場合も當然あり得るのであります。

## 一般投票の解

青 中々難しいですね。次に一般投票とは？

老 或る限定せられた問題の可否を、全國の選挙者に向つて直接に決裁させるもので、その方法は政府より發案するものと、人民より發案するものとの二つありますが、その精神は最も的確に民意尊重の政治を行ふものであります。議會の決議が民意の間接的表現であるに對し、是は民意の直接的表現です。之を行ふのは代議制度の不信任の様にも取れますか、決してさうではありません。寧ろその不備を補うて完全を期するものです。一人の議員にして幾萬又は十幾萬の希望を、如實に代表するといふことは不可能事に屬するから、國家の重大問題に臨んでは、一般投票に依つ

て決定することがあつて然るべきです。但し國民に権利義務の明晰なる自覺と、是非曲直に對する明快なる判断力を有することが必要條件です。一九一六年濠洲政府では徵兵制度實施の可否を、一九二〇年瑞西政府では國際聯盟に加入する可否を、一般投票に依つて決めたのであります。尙最近の例を舉ぐれば、ザールの所屬決定の投票であります。是はヴエルサイユ平和會議の決議で、ザール地方は國際聯盟が管理し、十五ヶ年後にその地の住民二十歳以上の男女の投票によつて、獨に歸するか佛の有になるか、所屬の決定を行ふ約束であつたが、昭和十年一月十三日に、その投票が行はれ、遂に大多數の投票にて獨逸の所有に歸したのであります。それに關し投票美談がありますから、餘談の嫌はあります。

### 老婆の赤心

青 どうぞお聞かせ下さい。

老 我が國民の清涼劑にもなるから、お傳へ申しませう。此の歴史的の投票日は、生憎積雪尺餘あまつさへ氷雨さへ降つて、壯者でも出發に際し二の足を踏むといふ惡天候でありました。然るに

### 選舉公營の目的

青 老婆の志には感心致しました。次に選舉公營といふのは何のことですか。

老 それは選舉運動を無制限な自由競争に任せて置くと、色々の弊害が起るから、之を公の機關の管理に依つて行はうといふのが、選舉公營の目的です。其の大要は

- (一)個人の選舉運動を禁すること。
- (二)公の機關に依つて選舉公報を發行して政黨別・候補者別に其の宣言・意見等を掲載する。
- (三)候補者の演説會・廣告・其の他の文書に依る意思表示等は總て公の管理の下に於て行はせる。等です。その結果として文書や演説の回数も減じ、公私の選舉費用を少くします。一體選舉に金

を多く使ふといふ事、自體が、選舉界を腐敗させる原因を作るのです。中には金を多く使つて當選したから、その取り返しをする積で、瀆職收賄等の不祥事を起すものもあるのです。政黨としても、一回の選舉に何百萬圓といふ軍用金が入る。その出所に暗い影がさすのは脱れざる所です。それではどうしても明るい政治は望まれません。それ故金のかゝらぬ選舉を行ふ様にならなければ、憲政の濟美は望まれないといふ見地から、選舉の公營進んでは選舉費の有権者負擔の説も起るのです。選舉肅正同盟會では

一、選舉に際しては他人の請託依頼に動かされず、自己の所信に基きて投票すること。

二、自己の投票せる候補者に對し、その選舉費用として金三十錢（或はそれ以上）を送付すること。

の二ヶ條を擧げ、是が賛成者を募つて居ます。

### 議員選定の目標

青　いま有権者が國會議員その他の選舉を行ふに當り、どういふ人士を選ぶべきか、其の標示がな

いと、つひ、金に轉んだり、情實に縛られたりしますから、人選の目標を示して頂きたい。

老　急所の質問を受けて何より嬉しいです。それは代議士即ち國會議員選舉の場合と、縣會議員其の他を選舉する場合とに依つて、自から目標が違ひます。第一の場合には人物と政策の複本位に依り、第二の場合には人物の單本位で人選すべきです。その理由を申せば、一國の政治は範圍も廣く、關係も密であるから、唯人物が確かりして居るといふ一事だけでは物足りない。その執る所の政策が時勢に適し眞理に合するや否やを、考慮することが大切である。若し候補者が政黨人であればその黨の政策を、中立であればその人の政見を充分に研究して、我が意見と一致する者を選ぶべきです。縣會議員其の他に於ては、政策を云爲する程の大問題はないから、候補者の人物について考慮し決定すればよいのです。人物選定の條目は、人格・德望・識見・手腕等の各項に分れるが、高潔なる人格者であれば自から德望が備はり、卓越せる識見があれば自から方策が生れる故、人格と識見とがその中権といふことが出来ます。候補者の挨拶狀や推薦狀に重きを置く必要はない。多くの文例から引抜いて、立派な文句ばかりを並べ立てるが普通だから、眉唾ものです。それよりも大切なのは世評です。『十目の視る所十手の指す所其れ嚴なる乎』で、世間の評判

といふものは信するに足りますから、世評を聞き常識に依つて判断を下せば、大抵誤りはありません。議員の人選は嫁婿より大切であるから、三國一の選良を見付ける考でやりたいものです。

### 現政黨の不人氣

青 今度は政黨について伺ひます。忌憚なくいへば、僕は政黨人の行動について、大なる不満を抱くものです。あの議會に於ける行動はどう見ても賛成出来ない。右といへば左といひ、前といへば後といひ、反對黨の言論は、野次り飛ばし騒ぎ倒し、夫れで飽き足らぬ時は直接行動に出る。神聖なる議政壇も忽ち修羅の巣しゆらの巣と化するではありませんか。市井の小人すらなさうる非行を、天下環視の中に於いて公開するに至つては、黙止することは出來ないので。あれでも政黨が必要でせうか。

老 實に困つた者です。近頃は幾分自制の色も見えますが……全く同感です。だがあの議員は天から降つたか地から湧いたかといへば、選舉民が我等の代表として選んだ者故『泥棒ごろぼう』を捕へて見れば我が子なり』の嘆もあります。之を見ても選舉の大切なる事が判るではありませんか。

### 政黨の要務

抑々政黨は立憲政治の世には必然的に起るもので、又必要なものであります。その理由は政治上の主義意見を同じうする者が、一定の紀律の下に統轄とうかつせられて、その主義意見即ち政策を実行せんとする集團が政黨であるから、憲政を圓滑に運用するにはなくつてならぬものです。政治學者の説によれば、政黨とは國政に參與するの目的を以て結束したる自由團體の稱であります。尙その行動としては、(一)選舉民に對して公選の事に當る。即ち政策政見を決定して民衆に示し、その承認と後援を得ることです。次は(二)議場内に於て討議表決の事に從ひ、(三)政府との關係に於て與黨としては之を支持し、反對黨としては政府の施政を監視し批判するがその要務であります。されば正々堂々論陣を張り、政府又は反對黨を論難攻撃して、秋霜烈日の威を揮ふのは勿論のことですが、その争や君子である。どこまでも公明正大にして、一點の私心私怨なき事を切要とします。敵黨の言論となれば、心を平にし耳を大にして傾聽し、若し我が主義主張にして不可なるを發見すれば、喜んで之を納いれるゝの雅量がなければなりません。然るに現下の政黨には此

の美德が見られず、動もすれば喧嘩口論取引所となり、政權爭奪株式會社の觀あるは、誠に遺憾千萬であります。

### 自 治 と 政 黨

一寸序に注意して置きたいのは、政黨の必要なるは、國家の政務上に限り、地方議會即ち府縣會には無用の長物、殊に市町村會に至りては、却つて有害の毒物であることを思はなければなりません。その故は府縣會以下には、互に政策を立てゝ争ふ程の事件はなく、よしあつたとしても、和衷協同して事を謀れば足りるものです。然るに政黨が對立すると、多くの場合感情が理性を盲目にし、所謂政黨根性なるものが、自治の發達を阻害するのです。府縣會議員などは、大抵國會議員の選舉時には、政黨色を鮮明にして、運動に參加する者です。それを地方議會には、無色無臭になつて事を議れといふのは、無理な注文に聞えるけれども、議會の特殊性に鑑み、須らく自戒自制すべきであります。憲政の開祖たる伊藤公は政黨の必要を認めて、進んで政友會の總裁となり、自治の開山たる山縣公は大の政黨嫌で、極力之を排撃したのは、自から中央政治と地方自

治とが、政黨に對する用不用を語るもので、極めて興味ある事柄ではありますか。

### 政 治 と 道 德

青 僕は或有名な政黨人が、「政治は人をごまかすものである」と公言したことを記憶してゐます。實際さういふものでせうか。もしその言が是認せられるなら、政治家には道德者はなれぬことになりますが、如何ですかお考は？。

老 それは重要な問題です。大學といふ書に『(上略)身修まつて後家齊ふ。家齊ひて後國治まる。國治まつて後天下平かなり』といつて居ます。その意は修身が治國の基、即ち道德は政治の基礎であることを述べたものであります。昔の君子は政治家で又道德家であります。有徳の君子ならば自から人民が歸服し、政權が之に伴ふといふのが儒道の精神で、孟子は百尺竿頭一步を進め、不道の者が上に在れば他の有徳者が之に代ると主張したのです。試に兩者を對照してみると

道德——單純——理想的原理——王道——主體

政治——複雜——實際的處理——權道——運用

といふことになりませう。何しろ政治は複雑ですから之を處理する上に於て、一本調子で進むことは出来ないから、所謂臨機應變の策を講じなければならぬ。人をごまかすといつたのは多分その意味であらうと思ひます。ヘーゲルは「國家は最高の道徳なり」といひ、グラットストンは「政治的に善なれば道徳的にも善なり」といひました。是を以て、政治と道徳とは離るべからざるものであることを知るべきです。現代の政治家が動もすれば道徳を輕視する嫌あるは甚だ遺憾事で、須らく猛省を要します。青年學校の教科目に修身及公民科といふのがあります。あれは道徳と政治の離るべからざる意味を暗示し、大に余が意を得たものです。若し公民科を修身科のつけたり位に輕視する者があれば、それは大なる謬見であることを注意せねばなりません。

### 道徳と經濟

青　話の序に道徳と經濟との關係をお話し下さい。

老　舊式な道徳家は金錢問題即ち經濟のことを口にするさへ汚らはしいとし、新式な道徳者は經濟を離れて道徳の存在價値はないといつてゐます。シェクスピアは「富豪が天國に生るゝは駱駝

を牽いて針の目を潜るよりも難し」といひましたが、經濟的成功者には不道徳の多いことを喝破したものです。併し勤儉から成した富は天與の福、怠惰驕奢から招いた貧は自縛の縄です。管仲が「倉廩實ちて則ち禮節を知り、衣食足りて則ち榮辱を知る」と申したのは、爲政者の忘れてならない事です。道徳と經濟とは密接の關係がありますから、現代人は古の道徳者の様に金錢問題を口にしないではありません。道徳の主眼とする所は義理、經濟の目的とする所は利益、此の義と利とが共に得られる様に努め、若し衝突した場合には、利を捨てゝ義を取るべきであります。濱澤子爵は論語と算盤即ち道徳と經濟との一致共達を主義として成功せられました。

### 輿論教育

青　立憲政治は輿論の政治だと聞きましたが、輿論についての御説明を願ひます。

老　社會の多數人によつて要望せられる意見を輿論と申します。而してその勢力は或期間中持続せられ、各個人は或程度まで拘束されますから公正なる輿論を作ることが肝要です。輿論はやゝともすると近視的に陥ります。「末の百より今五十」が大衆共通の希望ですから、國家社會の大問題

に對しても觀察を誤り、時に公正ならざる輿論が起らぬとも限りません。そこで輿論の指導者が必要になります。空飛ぶ雁を御覽なさい。先頭に立つ雁が即ち一群の指導者です。今輿論の指導者として絶大な勢力を有するものは新聞紙です。その他雑誌・著書・講演・演説等も之に次ぎ、近來はラヂオ・映畫等も一勢力を有します。赤い雑誌や著述から、赤い思想が生れ、それが輿論にまで影響する様になつては大變です。すべて出版物言説等には取締が行はれてゐますが、寛嚴宜しきを得るは極めて難事です。さうこ操觚者殊に新聞の論説記者とか講師辯士等は、才學識の外徳を必要な條件とします。けれども一番大切なは一般人の冷靜なる批判力であります。夫れは如何にして養ふかといふに、普通教育の外政治教育を普及して、國民の脳裡に健全なる思想及び智見を涵養するが、根本策であります。

### 個人と社會と國家

青 次に個人と社會と國家の關係をお話し下さい。

老 個人は社會構成の分子です。併し社會は單なる個人の集合ではありません。共通の利害關係を

有し、共通の目的に依つて統一するものが即ち社會であります。而して共同の利害と目的とに依つて結合せられ、統治者に依りて統一せらるゝのが國家であります。縁日や野球の見物に集つた人は、幾ら多數でも社會とは申せないが、一家や五大組は少數でも一社會を形成して居ます。社會と個人とは有機的關係を持つて居ます。たとへば、一本の歯が痛めば全身の惱となる様なものです。此の關係は國家に於ても同様です。國家には國境がありますけれども、社會にはそれがありません。是を以て、社會は國家の内に在る場合と、國家の外に出る場合とあります。國家主義は國家の福利安寧を保護増進するを以て至上目的とし、個人の利害を從位としますが、社會主義は一切平等觀に基き、產業上には生産機關を公有とし、分配を平等ならしめ、貧富の隔離<sup>かくぜつ</sup>を救濟することを目的としますから、往々相容れないものがあります。現今は各國共に國家意識が旺になつて、國家主義の傾向は顯著になりました。併し社會主義者の指摘する強者獨盛貧富隔離等の弊を救濟することは、人道上極めて必要な事故、何所の國家もその權力を持つて、社會の改善に乗出しました事は誠に喜ばしい現象であります。

## 國 民 と 公 民

青 國民と公民、政治教育と公民教育との別は、判つて居る様で判りません、一つ御説明を願ひます。

老 一國の統治の下に從屬する人民を國民といひ、市町村を構成する住民中、その市町村の職員選舉に參與し、又其の市町村の名譽職に選舉せらるゝ権利を有するものを公民といひます。併し余をして忌憚なく言はしむれば、男子満廿五歳以上に達し、公民權を有するから、公民でござるといふのは意義に乏しい。立憲政治の下に於ける社會の一員として、其の社會的責任を果し得る者にして始めて眞の公民と稱することが出来ると信じます。尙國民と公民の別を判り易くいへば、國籍簿に載つてゐる臣民は、乳房を探がす赤兒も、杖に<sup>すが</sup>縋る老人も皆國民であるが、公民はその中の中堅であり精銳であるといふことが出來ませう。

### 政治教育と公民教育

次に政治教育とは政治に關する一般的智識を與へ、且つその德操を涵養する教育をいひ、公民教育とは公民としての智徳を養成する教育をいひます。要するに政治教育と公民教育は、その主眼が異なるけれども、其の實質には共通點が多いのです。即ち政治教育の中には公民教育も含まれ、公民教育の内には政治教育も加はるのであります。

### 立憲政治と地方自治

青 色々承りましたが、今度は立憲政治と地方自治について。

老 立憲政治は憲法に定められた條章に基き、國民の選出議員に依りて組織せられた議會をして、立法に參與せしめ、その協賛によりて元首の政務を行ふものであります。國内には都會もあれば田舎もあり、田舎の中にも農漁山村の別があつて、之を千篇一律に取扱ふことは出來ぬ。そこで中央政治（國家の行政）と地方自治とに分つことの必要が起つたのです。自治とは官治に對する稱で、地方團體又は公共組合が、政府任命の官吏に依らず、其の團體又は組合から選舉したる人をして、事務を處理せしむることであります。眞の立憲政治は、中央政治と地方自治との兩者

が相依り相待つて行はるべきものです。

### 自治制の布かるゝまで

青 地方自治の沿革を承りたい。

老 明治維新の際、藩を廢して府縣を置き、府縣の下に大小區を設けて、區戶長をして郡町村の事を掌らしめました。明治十一年郡區町村編制法が制定せられたが、之は大久保内務卿の提議に基くもので、十三年に區町村會法の制定があり、（十七年に之が改正を行つた）十四年十月には明治二十三年に國會を開設する旨の詔勅があり、（十七年に之が改正を行つた）十四年十月には明治十六年の末山縣公が參事院議長から内務卿に轉じ、自治制々定の調査に着手しました。先づ省内に市町村法制調査委員を置き、内外の法制を參照して白根清浦、山崎、大森、久保田、の諸氏が草案を作り、内閣雇獨逸人ドクトル・ロイスレル同ドクトル・モツセの意見を徵し、それより幾多の機關に詣りて審議修正の後漸く成案を得て明治二十二年四月十七日、法律第一號を以て市制町村制が公布せられたのであります。

地方政府の實情に通じ、政治的訓練を経たる國民が、中央政治に就いて國家の政務に參與し、始めて堅實なる立憲國民の責任を完了することが出来るのです。佛蘭西は中央政治を行ひ、自治制度を行つたが爲に、兩者とも充分の運用が行はれなかつたが、英國は之に反し自治制を行つたが爲に、兩者共圓滿なる發達をなしたと言はれてゐます。我が國が大急ぎで自治制を布いたのも、此の點に留意したものです。

### 自治の發展策

青 自治制が布かれてから、五十年に亘るとしてゐますが、全國の中には未だ萎靡として振はない町村があると聞きます。如何にせばよいか、自治の發展策につき、お考をお洩し下さい。

老 これはなかなか大切な問題で、人に依りそれ／＼意見を異にしますが、自分は（一）公民觀念の普及（二）良風美俗の養成（三）生活安全の確立を擧げます。その理由を申せば或る學者は公民道德の基礎として、正義と仁愛とを強調して居ります。又後藤（新平）伯は自治の三要素として「人のお世話にならぬ様」「人のお世話をする様」「そして報酬を求めぬこと」を提倡されました。自

分は常に共同生活の要件として、(一)公共(二)相助(三)奉仕を実行するを主張してゐますが、ど  
れもこれもその軌は一であると信じます。自治體は共同生活であれば、先づ人のお世話にならぬ  
様に正義を守り公正を行ひます。次に他人の世話をなす、是は即ち仁義相助の道に當り、報酬を  
求めぬことは、即ち奉仕仁愛の徳に當るのであります。町村民にして公民觀念が發達すれば、上  
述の諸徳及び自治制の運用についての智見が聞けます。

### 町村會議員の素質向上

目下町村會議員の素質向上といふことが呼ばれて來たが、夫れは誠に尤も千萬なことです。町村會  
議員は參政の責に任するのみならず、進んでは理事者の位地に立つて、自治體の興廢を雙肩に負  
ふものです。その重責あるものにして、公民的智徳を充分に具へないでは、不安此の上もありま  
せん。公民的觀念の普及はそれ等の不安解除にも必要であります。次は良風美俗の養成ですが、  
同じ青年にしても、或る村では夜會合して繩なひや、修養談を試みてゐるが、或る所では自轉車

に乗つて夜遊の遠征をしてゐます。又各戸の間では申合せをして虚禮廢止は勿論、合理的に生活  
の改善を斷行してゐますが、之に反して人寄せの際には飲み倒し食ひ倒しをして喜んでゐる向も  
あります。前者が興隆の道を進み後者が衰亡の淵に向ひつゝあることは言ふ迄もありません。「朱  
に交れば赤くなる」の道理故、まづよい風儀を起すことが肝要です。町村の理事者有力者が先立  
で生活の改善を勵行するが第一ですが、

### 五人組制度の復興

五人組合などで申合せて良風を養ひ惡習を矯正するが近道であります。我が國の五人組制度は美  
風として外人の眼に映じたものですが、今日は漸次下向の傾きがあるは遺憾に堪へません。何と  
言つても社會の事物は生活の安定が第一の要件です。いくら納稅の義務を完うしようとしても、  
懷が冷え切つては致し様がありません。義理も人情も生活の源から流れ出ます。そこで上に立つ  
者は生活の安定について善導することが肝要です。それには先づ生活様式を改め、無駄を省き收  
入を増すことを努め、又新に産業を興殖し組合を組織して、生産消費の合理化を協同して行ふ様

にすれば自から利益は増加して來ます。尙一方には社會的施設をも起して不幸を勞はり不遇を慰むる様にすれば、世道人心共に作興し、福德圓滿なる自治の樂境を現出することも、敢へて難事ではあるまいと信じます。言ふまでもなく、自治體は家庭の延長であり國家の基礎であれば、家の事と同様の關心を以つて、之が盛榮を謀り、國運の發展に寄與することが、國民としての重大任務であります。

## 世界列國の一瞥

青 段々のお話で智見が開けて參りました。今度は一つ大きく出て、世界の國體政體及び民情について承りたい。

老 「葦の籠から天井覗く」様なものだが、知つて居る事だけお話しませう。今世界には六十餘の獨立國があるけれども、主權、國土、人民の三要素が健全で、眞に獨立國の體面を保つて居る者は、僅かに、二十餘に過ぎません。その中最も優秀な國家は日・英・米・佛・伊・獨であります。主權が一人の元首に在るのは君主國體で、人民全體に在るのは民主（共和）國體です。日本及び歐洲

諸國の半部・シヤム・ペルシャ・は前者に、支那・兩米諸國・歐洲諸國の半數は後者に屬します。國家の統治が立法・司法・行政等の諸機關を通ずるか否かによつて、立憲政體と專制政體とに別れる。現今專制政體の國は、シヤム・エチオビア等の外は殆んど例を見なくなりました。

## 英國の政情及民性

青 主なる國々の國情及び政情について承りたい。

老 世界の上に立憲君主國として輝いて居るのは、西に英國東に日本があります。併し同じく立憲君主制にしても、そこには餘程の差異があります。日本では大權内閣主義を中心勢力としますが英國では議會中心主義です。皇帝は君臨すれども統治せずといふ位ですから、議會の勢力は大きなもので、議長の席次は大臣以上、俸給は首相と同額、退職すれば子爵になり年金を受けます。休會は一・八・九・十の四ヶ月のみで、討議しながら政治を行ふといふ譯です。

英國は正しくは國名を大ブリテン・アイルランド合衆王國と稱し、領地を併せて大英帝國といひ、國王は印度皇帝を兼ねます。立憲君主制にして上下兩院より成る議會があり、政黨政治責任内閣

の制が夙に完備し、政黨には保守・労働・自由の各黨があり、憲政の發達せることは世界無比です。國民は着實勤勉にして忍耐力に富み、秩序を守り道義を重んじ、ゼントルマン（紳士）を以て自ら任じ、海事思想に富み海外に雄飛します。

### 米國の政情及民性

何でも彼でも世界一を誇らうとするが米國氣質です。英國の案内者は年代ばかりを語つてセンチユリー（世紀）センチユリーと連呼するが、米國の案内者はイン・ザ・ウォールド（世界で）と連呼するが常です。米國を支配する三暴君は第一に金力第一にモツブ（暴徒・群衆）、第三に婦人だといひます。茲に婦人尊重について面白い話がある。自動車が男子を轢殺した場合には、男子の不注意として罪はないが、若し婦人なる場合には米國中の大問題になる故、運転手は婦人の街路歩行には戦々競々として居ます。さてアメリカ合衆國は（普通米國と呼び慣して居る）聯邦共和政體で四十八州二地方（ハワイ・アラスカ）一區（コロンビヤ）より成り、任期四ヶ年の大統領が之を統治し、其の下に内閣を組織し、議會は上下の兩院より成ります。各州は自治権を有し、民選

の知事と州會とで政務を行ひ、中央政府の權限外の事項に關しては干涉を許さないのです。排日問題等が起つて政府が手古摺のもその故です。米國民はもと歐洲より宗教上や政治上の自由を獲んがために、新世界に移住した人々ですが、英本國との間に葛藤を生じ、ワシントンを總督として英軍を破り、一七八三年（我が天明三年）東部の十三州が獨立して一國家を建てたのです。

### モンロー主義の今昔

その後併合・買収・戦争等に依つて今日の大をなしました。建國の初めはモンロー主義即ち米國は歐洲大陸に干渉しない代り、歐洲諸國の南北米大陸に干渉するを許さないといふ主旨を國是としましたが、段々帝國主義に傾き世界大戰後は汎米主義—すべてに米國の勢力を張ることを唱道して世界雄飛を企てゝ居ます。ヤンキー魂即ち亞米利加氣質は、快活進取にして企業心が旺盛で、金力を重んじ實利的ですが、一面正義人道を尊重し博愛事業にも喜捨します。自由平等を國是とし、貴族の階級爵位等の差別がないのも其の特色です。

## 佛國の政情及民性

佛蘭西は古來政變の多い國で、屢々共和・帝政の轉移を繰返しました。今の共和政體は、一八七〇年（我が明治三年）の普佛戰爭から出來たもので、過般の世界大戰には獨軍を破つてアルサス・ローレンの二州を取戻し以て積年の怨を晴しました。佛國大統領は權威に乏しく一個の式部官に過ぎないといはれて居ます。内閣更迭の多い事は驚くばかりで、短きは三日内閣、四日内閣等があり、ボアンカレー内閣が二年三ヶ月半續いたのは、長壽のレコードだと稱せられる。小黨が分立して十指に餘り、少くとも三派を聯合しなければ内閣が保てぬといふ有様です。佛蘭西人の特性は、一般に學術を好み文藝美術に長じ、快活にして社交が巧みです。概して勤儉貯蓄の美風を有し、勇敢にして愛國心に富んで居ますが、一面に熱し易く冷め易い傾向も見えます。

## 伊國の政情及民性

伊太利は昔羅馬帝國の全盛時代には、地中海を庭池としてヨーロッパ・アジヤ・アフリカの三大洲

に跨り、富強と文化とを世界に誇つたが、ローマ帝國滅亡後、小邦分立となり一八六一年（我が文久元年）に現サルデニヤ王朝が立ち、立憲王政を施してゐます。現首相ムツソリーニは北部伊太利の山村に、鍛冶屋の息子として生れたのですが、英俊の熱血男子で、獨學にて小學代用教員から新聞記者、社長、代議士を経て、總理大臣になつたのが三十八歳の若さであります。

## ムツソリーニとファッショ

嘗て職工労働者の共同住宅を建てる起工式に臨んだムツソリーニ首相は、フロツクコートやシルクハットを抛り出して、「俺も二十五までは左官をやつたものだから、基礎煉瓦は俺に積ましてくれ」と、言ふより早く腕をまくつて、見る間に一米突立方を積み上げたといふ事は、性格の一斑を物語るものです。今國王を輔けて獨斷政治を斷行し、社會主義を抑壓して國力の發展と民族の繁榮とに努力してゐます。

近頃ファッショといふことをよく言ひますが、あれは伊太利語で束といふ意味を有し、ムツソリーニを中心とする國粹運動のことです。伊太利人の性質は佛人に似て文學・美術・音樂等に長じ、

古來繪畫建築等には世界的の大家を出して居ります。

### 獨逸の政情及民性

世界大戦前の獨逸といへば、飛ぶ鳥も落ちるといふ程の勢でありましたが、皇帝ウイリヤム二世の世界制覇の迷夢が覺めると、戰敗者の悲慘は退位蒙塵となり、國運は急轉直下して本國の一部割譲や植民地の放棄となり、帝政は共和政治に變革して、今はナチス黨首ヒットラーの天下となつて居ます。ヒットラーは本年四十五歳の男盛り、國籍からいへば塊太利人ですが、十五歳にして孤兒となりウイーン（塊國首府）で大工を業としました。世界の大戦に參加して負傷、ミュンヘン（獨の都市、ビールの生産地）でナチス黨を結成したのが三十一歳であります。その後反對政派の壓迫に遭ひ入獄五ヶ年の苦を嘗め、次第に勢力を得て遂にヒンデンブルグ大統領の後を襲うたのであります。ナチスは簡単にいへば國粹社會黨で、その行き方は一種のファウショ的軍國主義で、どこまでも國家主義を建前とする獨裁制です。ヴエルサイユ條約の破毀<sup>は</sup>や國際聯盟の脱退等強氣一點張りでやつてゐます。獨逸も敗北後非常な經濟難に陥り、我が大正十二年末にはマ-

クの相場が暴落して、パン一つ買ふにも大八車に紙幣を積まなければならぬ程でしたが、それでも今日では財政が立直つて一つの昔話となつたのは、彼の國の爲に喜ぶべき事です。獨逸人の性格は、着實勤勉にして節儉を守り、沈着剛健にして尙武の氣象に富み、學術を重んじて科學に長じて居ます。その（一）ねばり強いこと、（二）熟慮すること、（三）責任感の強いことは確かに特色であります。獨逸は何時までも雌伏するものではありません。今後の動向は刮目<sup>くわつもく</sup>して見るものがあります。

### 勞農ロシヤの政情及民性

青 大分長くお話を願ひましたが、今度は日本の隣國ソ聯邦と支那とのお話を聞かせて下さい。  
老 承知しました。露西亞は久しく君主國であつて皇帝は政治の外希臘<sup>ギリシャ</sup>教の元首として君臨し、貴族や僧侶の跋扈<sup>ばっこ</sup>が甚しく國政が紊亂<sup>フンルン</sup>したが、一九一七年（我が大正六年）に革命が起つて共和國となり、レーニンの登場から幾多の變遷を経て、今日の勞農組織となりました。それは勞働者と農民とが主として政權を握るもので、國號はソヴィエット社會主義共和國聯邦といひますが、勞農

ロシヤ又はソ聯邦などの略稱が用ひられてゐます。國家の最高權威は町及び地方のソヴィエット代表者から成る全露ソヴィエット會議で、その會議から選舉された中央行政執行委員があつて此の國最高の行政立法の機關となります。今はスターリンがその主班となつてゐます。露國人の性格は頑強にして忍耐力が強く、素朴にして遅重疎枝大葉にして小事に拘泥しない風があります。シベリヤ鐵道の發着時間は不正確で延着などは日常の茶飯事、一晝夜の延着をしたことがあるといひます。役人の約束ですら二三日は一ヶ月、二三週間は半年又は一年を要すとさへ言はれて居ます。氣候が夏から冬冬から夏へと一足飛びをする様に、極端から極端に走る癖があります。專制から共和制へ轉じたが、今は決して人民の自由平等が認められて居ません。ゲー・ペー・ウーといふ國家政治保安部があつて、諜報・檢舉・處刑の權を握つて居るから、一たび此の者の目に睨まれると、裁判を經ずして死刑に處せられるといふから、專制の昔と五十歩百歩の相違に過ぎません。何にしても歐亞の二大洲に跨り廣漠なる地域を領有し、世界赤化の野望に燃えて居るから油斷は禁物です。

### 支那の政情及民性

愈々お近くの支那についてお話しませう。支那は數千年来君主專制國であつたが、一九一二年（我が大正元年）革命の結果清朝が倒れて、國號を「中華民國」と改め、共和制を布きました。最近は蔣介石を中心とする國民政府が天下を統一し、首府を南京に置き三民（民族・民生・民權）主義を奉じて國政を統べて居ますが、あの通りの大國であり群雄が洞ヶ峠に據つて居るので、中央政府の威令は充分でありません。我が日本とは同文同種唇齒輔車の關係がありますが、時々親善を缺くのは甚だ遺憾です。滿洲事變以來反日抗日の氣勢が漲り、聯盟に繩り歐米に泣きを入れたがその頼むべからざるを覺り、近來は親善に傾き近抗遠交主義を轉換したことは獨り兩國の爲ばかりでなく、東洋の爲世界平和の爲にも喜ぶべき事であります。

支那民族の特性は、勤儉にして忍耐力が強く商業に達して金儲の上手なことは、日本商人以上です。但し文弱にして形式を重んじ舊習を墨守するの氣風があります。

### 支那國民性の一画

こゝに支那國民性の一面を覗かに足る一挙話があります。川の邊で一日桶を持つてしやがんで居る男がある。「何をしてゐるか」と問へば「今朝鯉を逃がして了つたから、いまに捕へてやる」と答へる。その悠長さは大抵斯の如しです。朝の往來中に人立ちがしてゐる。何かと思へば泥棒市と稱するものです。之は前夜の盜品を大平原に商ふもので、被害者はその市に来て盜難物を買つて歸る。その諦めがよく物に届託のないのは他國に見られぬ圖であります。

長時間に亘り色々無駄話をしましたが、さて君等は之を聞いて、どんなことを感じましたか、遠慮のない所を語つて下さい。

### 憲政濟美の重責

青いやもうすつかり感心しそして大なる智識を得ました。我が日本はその國體といひ政體といひ世界に冠絶してゐます。此の國に生を得て昭代の民として生活するを無上の幸福と思ひ覺りました。

老　それは自國發見といふもので、下手の長談議も無効でなかつたことが嬉しい。何にしても政治

は國民生活の基本であり、國家發展の根幹であります。先年豊島尾崎先生は政治國難・經濟國難・思想國難を擧げて國民に警告せられたが、政治國難を克服すれば、他の二難は追付け解決せられますから、是非憲政濟美の實を收めたい。夫れには選舉は憲政の源であるから、選舉界の廓清淨化を目指して邁進したいものだ。大は國會議員から小は區長伍長に至るまで、選舉の數は極めて多いのです。各人が悉く選舉の重要性を認識して、公正なる人選に基き自由意志に依つて清き一票の行使を確かりやりたいものです。是は獨り自分で行ふばかりでなく、他人にも是非やらせたい。君等も大に盡力して下さい。くれぐもたのみます。

青　承知致しました。長い時間を、御疲勞も厭はず、お話し下さいまして、誠にありがとうございました。(終り)

明治天皇御製

よきを探りあしきを捨てゝ外國に

おとらぬ國となすよしもかな

昭憲皇太后御歌

青柳のなびく姿や大御代に

従ふ民のこゝろなるらん

衆心城を成し、衆口金を鑄す。 (國語)

國家は一日も信なかるべからず (アリストートル)

民の樂を樂む者は民も亦其の樂を樂み、民の憂を憂ふる者は民も亦其の憂を憂ふ。 (孟子)

昭和十年十月二十日印刷發行  
昭和十年十月二十二日第二版發行

埼玉縣豐岡町公會堂内  
發行所 財團法人豐岡積善會

著者 繁田武平  
埼玉縣入間郡豐岡町大字黒須六七六番地  
發行人 諸井宗平  
埼玉縣入間郡豐岡町大字黒須一三二番地  
印刷所 明治堂印刷所

355  
788

終

